

福島復興再生特別措置法における 中期目標の位置付け

- 主務大臣が、新産業創出等研究開発基本計画に即して定める、7年間に於いてF-REIが達成すべき研究開発等業務についての運営に関する目標（第112条）。
- 中期目標を定めるときは、あらかじめ、原子力災害からの福島の復興・再生の推進を図る見地からの福島県知事の意見を聴かなければならない（第112条第5項）。

中期目標（案）の構成

政策体系における法人の位置付け及び役割

- ▶ 法人設立の背景、法人の位置付け・役割、主要業務
- ▶ 第一期となる本中期目標期間における重点事項
⇒ 「基盤作りと存在感の提示」

I. 中期目標期間

- ▶ 令和5年4月～令和12年3月（7年間）

II. 新産業創出等研究開発の成果の最大化その他の研究開発等業務の質の向上に関する事項

- ▶ 研究開発（※）、産業化、人材育成・確保
- ※ ①ロボット ②農林水産業 ③エネルギー
④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用
⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信

III. 研究開発等業務の運営の効率化に関する事項

- ▶ 大学や他の研究機関等との連携、効果的・効率的なマネジメント体制の確立、経費等の合理化・効率化

IV. 財務内容の改善に関する事項

V. その他研究開発等業務の運営に関する重要事項

- ▶ 研究機器等設備の整備、人事、認知度の向上・パートナーシップの構築、規制緩和に向けた取組 等

評価軸及び関連指標

- ▶ 研究開発成果の内容、研究テーマ設定の適切性、研究開発成果の普及・活用促進の取組実績、大学院生等を対象とした人材育成の推進状況、研究人材の雇用状況、大学・研究機関・企業等との広域連携の実績、県内での活動や実証フィールド等の活用等の実績 等

県知事意見（案）の概要

～地域と共に世界に誇る研究開発成果を実現し、福島の復興・再生に資する目標へ～

- 原子力災害に見舞われた本県は、長期の避難や帰還困難区域の存在、廃炉、汚染水・処理水、急激な人口減少など原子力災害に起因する特有の課題が山積し、中長期的な対応が不可欠である。
- F-REIは、原子力災害からの福島の復興と再生に寄与するため、「創造的復興の中核拠点」として、浜通り地域等をはじめ県全体の復興に資する拠点とならなければならない。
- また、F-REIは、イノベーションの力により、日本の産業競争力を強化する世界に誇る研究成果を福島の地から生み出すとともに、その成果の還元等を通じて、産業集積、人材育成を図りながら、地元に着し、親しまれる存在になることも重要である。
- 中期目標が、地域と共に世界に誇る研究開発成果を実現し、福島の復興・再生に資するものとなるよう、原子力災害からの福島の復興及び再生の推進を図る見地から意見する。
- 県としても、F-REI、国、市町村、大学、研究機関、企業、教育機関等と共に力を合わせ、F-REIがイノベーションの力で切り拓く福島の新しい未来創りをしっかりと支えていく。

【世界に誇る最先端の研究開発等の推進】

- 福島の優位性を発揮できる5分野の横断的研究等、世界に冠たる拠点としての魅力・知名度を向上する世界最先端の研究開発の推進
- 50程度の研究グループ体制の計画的な整備
- 地元から海外まで分かりやすい広報活動によるF-REIの認知度向上や理解の醸成
- 県内外の企業が積極的かつ柔軟に参画できる産学連携体制の構築、成果の活用促進
- 大学院生、地域の未来を担う若者世代、企業の専門人材を対象とした人材育成の推進

【地域に根差した取組の推進】

- 原子力災害後の福島が抱える中長期的な課題の解決に向けた取組
- 施設整備前からの県内での研究活動等
- 福島ロボットテストフィールド等の県内の実証フィールド、施設・設備等の活用
- 国、県、市町村、大学、研究機関、企業、関係機関等との適切な連携
- 機構の設置効果の広域的波及、地域の復興・再生に裨益する取組の推進

【上記に必要な国の取組】

- 施設整備計画の早期提示、施設の円滑かつ確実な整備と可能な限りの前倒し
- 省庁の縦割りを排した総合的かつ安定的な支援
- 中期目標の実行性を担保する観点からの中期計画の認可等
- 政府を挙げた中長期的な枠組みでの予算確保
- F-REIの取組の適切な指標の設定・評価、PDCAサイクルに基づく対応
(研究開発成果の指標のみならず、地域に根差した取組に関する指標の設定)
- 「基盤作りと存在感の提示」の具体的なコンセプトを示した適切な評価
- 福島の復興・再生に貢献する研究開発ニーズや科学技術進展等を踏まえた本目標の見直し